

平成24年4月から

業務管理体制整備の届出が必要となります。

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が併せて行われました。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

業務管理体制の届出は平成24年9月30日までをお願いいたします。

(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者自立支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者
 (注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備 考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	①及び②以外の事業者等	都道府県	

受付番号	
------	--

業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

(宛先) 大田区長

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名



下記のとおり届け出ます。

記

1 届出 の 内 容	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 31 第 2 項第 2 号関係 (整備)				
	(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 31 第 4 項関係 (区分の変更)				
	(3) 児童福祉法第 24 条の 38 第 2 項第 2 号の規定による業務管理体制の整備				
	(4) 児童福祉法第 24 条の 38 第 4 項の規定による業務管理体制に係る区分の変更				
2 事 業 者 - 設 置 者 -	フリガナ				
	名称又は氏名				
	住 所 (主たる事業所の 所在地)	(郵便番号	—)	
		都道	市郡	府県	区
		(ビルの名称等)			
	連 絡 先	電話番号	—	FAX 番号	—
	法 人 の 種 別				
代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名	フリガナ		生年 月日	
		氏 名			
		年	月	日	
代表者の住所	(郵便番号	—)		
	都道	市郡	府県	区	
	(ビルの名称等)				
3 事業所名称等及び所 在地 (複数ある場合は別 紙に記入)	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所 在 地	
	計	か所	年 月 日		
4 業 務 管 理 体 制	(1) 法令遵守責任者	フリガナ		生年 月日	
		氏 名			
		年	月	日	
(2) 指定事業所の数が 20 以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (別紙のとおり)				
(3) 指定事業者の数が 100 以上の事業者	業務執行の状況の監査の方法の概要 (別紙のとおり)				
5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課				
	区分変更の理由				
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課				
	区分変更日		年 月 日		

備考

- 「1 届出の内容」については、該当するものに○を付けてください。
- 「4 業務管理体制」のうち、(2)及び(3)については、該当するものに○を付け、概要書類を添付してください。